

# 過労死防止の実態調査業種に建設業を追加 過労死防止大綱

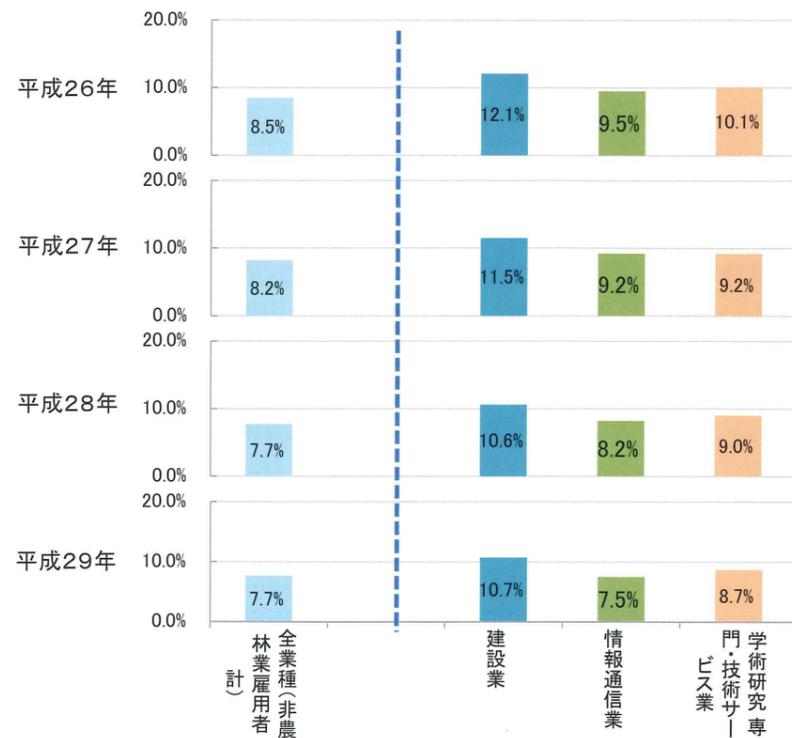
政府は7月24日、新たな「過労死防止大綱」を閣議決定しました。この中で、過労死の実態解明のための調査研究の業種・職種に建設業が追加されました。

過労死等の調査研究に関してはこれまで、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療の5業種が、「過労死等が多く発生しているとの指摘がある」として、調査対象に明記されていました。新たな大綱ではこれらの業種に加え、建設業は重層下請構造の特徴や長時間労働の実態の指摘がある業種だとして、調査研究の対象に追加する必要があるとしています。

また、業種別の取り組みを明記した「商慣行・勤務環境等をも踏まえた取組の推進」の項目でも、新たに「建設業」を追加しました。具体的には、建設業における長時間労働の是正のためには、建設業者による生産性向上の取り組みと併せて、「発注者の理解と協力」(▽適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、▽週休2日の推進等の休日確保など)が不可欠であると指摘しています。

新たな大綱で設定された数値目標は、労働時間(2020年まで

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合(業種別)



に週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%以下)、年次有給休暇取得率(2020年までに70%以上)、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合(2022年までに80%以上)はこれまでと同じですが、「勤務間インターバル制度」(実際の終業時刻から始業時刻まで一定の休息時間を確保する制度)についても、導入している企業の割合を2020年までに10%以上とする数値目標を掲げました。ただし、労働力不足の中小企業の状況を踏まえて、労働者数30人未満の企業は対象外としています。そのほか、▽仕事上の不安、悩み、ストレスについて職場に相談先がある労働者の割合を2022年までに90%以上、▽ストレスチェック結果を集団分析し、結果を活用した事業場の割合を2022年までに60%以上——等の数値目標を掲げています。



## 2030年には大工21万人に減少 野村総研予測 若者にも魅力ある`大工育成、を

(株)野村総合研究所は、6月13日に公表した「2030年の住宅市場と課題」と題した市場予測の中で、2015年時点で35万人だった大工の数が、2030年には21万人にまで減少するとの見込みを示しました。同じ市場予測では、新設住宅着工戸数は2030年には約60万戸まで減少するとしています。大工の減少はそれを上回るペースのため、「建設現場における労働生産性を約1.4倍にまで引き上げないと、約60万戸の需要でも供給できなくなる可能性」があると警鐘を鳴らしています。大工不足が原因で住宅が供給できなくなった場合は、新設住宅着工戸数は約42万戸まで減少する可能性があるとの指摘しています。

野村総研の予測は、15歳から85歳以上の大工の人数を5歳ごとに区切り、国勢調査等をもとに算出。2005年に最も人数が多い50～59歳は、2015年も現役世代としてそのまま推移しています。しかし、この層は引退などで減少するため、大工全体も減少することになります。2010年には大工1人当たりの新設住宅着工戸数は2戸でしたが、2030年には1.4倍の2.9戸になってしまうと予測しています。

野村総研はこうした大工不足の予測について、「人手不足が供給制約とならないようにするた

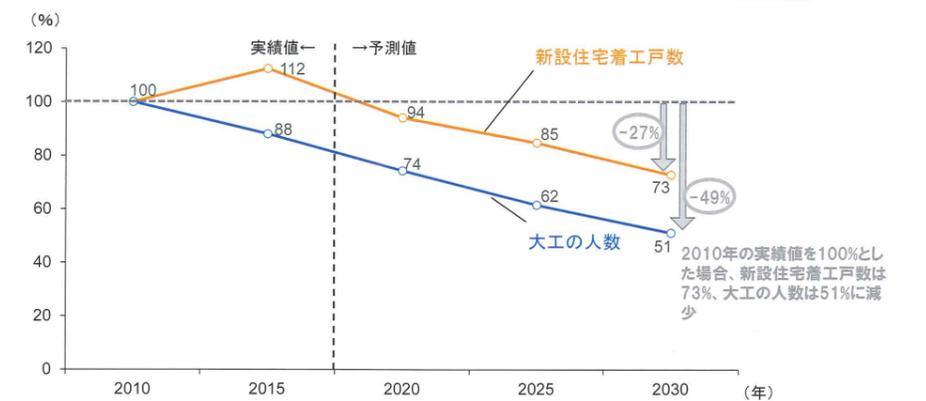
めには、建設現場における飛躍的な生産性向上が必要」と強調。「今後、建設現場での工数削減に寄与したり、熟練工の技術に依存しない建材や設備といった、人手不足問題に対する解決策が求められるようになる」とし、具体的には、AI・IoT・ロボット等の活用で飛躍的な生産性向上と付加価値向上を同時に実現する『デジタルトランスフォーメーション(DX)』に対する業界全体の取り組みに期待するなど締めくくっています。

しかし、むしろこうした熟練技術が必要としない施工の増加や合理化・効率化が、かえって職業としての大工の魅力や評価を失わせているとの指摘も少なくありません。

大工の人数と着工予測の比較

2010年から2030年にかけての大工の人数の減少幅は、新設住宅着工戸数の減少幅を上回る見込み

2010年の実績値を100%とした場合の新設住宅着工戸数と大工の人数の実績と予測



出所)実績値:総務省「国勢調査」、国土交通省「住宅着工統計」  
予測値:NRI



# 災害被災地での対応 工務店はボランティアと連携を

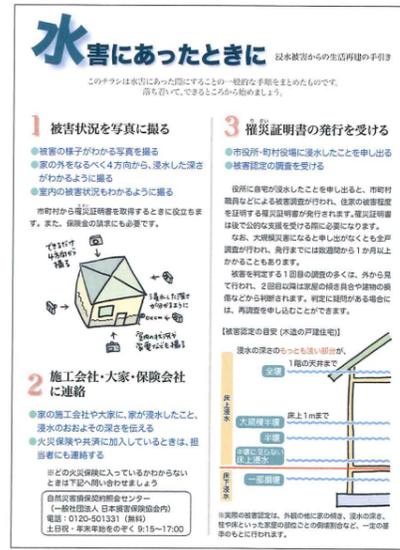
西日本豪雨災害が各地に大きな被害をもたらしています。死者は200人を超え、家屋被害も2万棟以上にのぼり、政府は激甚災害に指定しました。

このような災害時に、地場の工務店はどのような動きをすればよいでしょうか。

災害発生後には、がれき撤去や家屋の清掃、食事の提供や物資の配布などのほか、障害者・高齢者等の要援護者支援、外国人などの支援、子育て世代への支援、避難所の生活環境改善など、必要な支援は多岐にわたります。ただし、行政は私有地の後片付けはできないため、ボランティアの役割が重要になります。

一方で、住宅が半壊・大規模半壊となった場合等では、ボランティアと工務店などのプロが連携することが極めて重要になります。例えば、災害救助法が適用された場合、被災者は応急修理制度（屋根、居室、台所、トイレ等の日常必要な最小限の応急的修理）が利用できますが、工事費用は市町村から工務店等に直接支払われるため、被災者が工務店等に直接依頼すると同制度が適用されない場合があります。そのため、復旧作業のどこまでがボランティアで、どこからが「仕事」になるのか、きちんと線引きして、行政とボランティア、工務店等の事業者による官民連携を進めることが求められます。

「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、水害で浸水などの被害に遭った場合に、生活再建までどのようなことをすれば



よいのか、過去の水害被災地での支援経験をもとに作成した手引きを配布しています。

水害被害にあった際の必要最低限の情報を掲載しているチラシ版（A4版4頁、上記図参照）はWEBサイトからダウンロードが可能。より詳しい冊子版（A5版32頁）は、被災地には無料で配布しています。詳しくは、<http://blog.canpan.info/shintsuna/>

# 大阪北部地震での事故を受け ブロック塀の点検に積極的な協力を

大阪府北部を震源に6月18日に発生した最大震度6弱の地震で、大阪府高槻市の小学校のブロック塀が倒れ、登校中の児童が死亡する事故が発生しました。この問題を受け、全国でブロック塀の点検が行われ、撤去などの措置が緊急に進められています。

文部科学省は6月19日に全国の学校での緊急点検を要請。国土交通省も文科省と協力して点検を実施しており、一般の建築物の既設の塀についても、所有者に対して①チェックポイントを用いて安全点検を行うこと②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示と補修・撤去等が必要となること??を要請しています。

高槻市の小学校の塀に関しては、3年前に外部の専門家から危険性が指摘され、教育委員会が確認したものの安全だと判断されていたといえます。調査方法の問題点も当然追求されるべきですが、この塀は宮城県沖地震を受けて行われた1981年の建築基準法改正以前からあ

たとの指摘もあり、建築物は既存不適格だからといって安全の面からは放置できないということが改めて突きつけられているともいえます。

全国の住宅・建築関係団体に対して、各地方自治体からブロック塀等の点検の要請が増えているようです。積極的な協力をお願いします。

**ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。**

- 1. 塀の高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

**<専門家に相談しましょう>**

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震から家が守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

# フラット35住宅仕様調査 省令準耐火構造が増加

住宅金融支援機構はこのほど、平成29年度【フラット35】住宅仕様実態調査を行いました。構造では、「準耐火（省令準耐火）」の割合が増加。火災保険料、地震保険料が軽減されることの認知が広まってきたためと見られ、平成29年度は27.3%と、前回（平成24年度）の18.0%から10ポイント近い増加となりました。

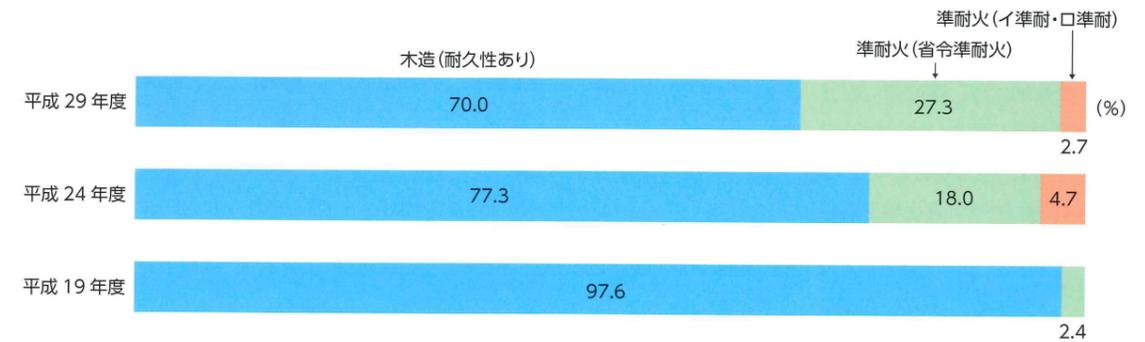
その他、構造に関する事項では、接合金物の性能向上によって、通し柱のない住宅が21.3%まで増加（前回9.4%）。通し柱がある住宅でも、プレカットが普及して寸法が画一化したため、12cm角の割合が減少し、10.5cm角が約10ポイントの増加となりました。

また前回は、窓サッシ枠の7割以上を占めていたアルミ製が大幅に減少。プラスチック製、木またはプラスチックと金属の複合材料製のサッシが急増し、過半を占めています。特に複合材料製は、性能とコストのバランスが良いことから増加

していると見られます。

屋根形状は寄棟が減少し、太陽光発電を設置しやすい片流れが30.5%まで増加しています。その太陽光発電は、全体の18.4%が設置。支援機構は「売電収入を得るための設置は一段落した」としつつ「省エネ性」の観点からは定着したとしています。

同調査は、平成29年4月1日以降にフラット35の設計審査が申請され合格した、新築一戸建て住宅（木造軸組工法）の住宅を対象に実施。調査件数は3000件。



# 政府、消費税引上げ対策検討 省エネ・耐震化でポイント制度求める声も

政府は6月15日、本年度の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定しました。この中で消費税率の引き上げの必要性を強調。ただし、前回の引き上げでは駆け込み需要と反動減によって景気の回復力が弱まったと指摘し、「需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す」としました。住宅購入に関しては、「税制・予算による十分な対策を具体的に検討する」としています。消費税率引き上げに関しては、住宅生産団体連合会（住団連）は当面の対策に加えて、将来的な10%以上の引き上げに対応した恒久的な負担軽減措置の実現（軽減税率）を要望。また、エコポイントの再導入を求める声も上がっています。

現時点では、消費税率引き上げに伴う住宅ローン減税の拡充の期間は2021年12月までに設定されていますが、この期間を延長する案が出ています。また、消費税率の10%への引き上げ後に減税額を引き上げる案も浮上しています。

これまで軽減税率の住宅への適用を求めてきた住団連は、

本年度の事業計画では、「消費税率10%への再引き上げによって住宅市場が更に縮小することがないように、政府に対し万全の対策の実施を要望する」との言及に止めました。その上で「長期的には10%を超える税率への引き上げも予想されることから、恒久的な負担軽減措置の実現についても引き続き政府に対し要望活動を展開する」としました。

住団連の阿部俊則会長（積水ハウス会長）は6月20日の総会後の記者会見で、消費税率引き上げの影響に対する万全の態勢を政府に求めたほか、「住宅の省エネ化、耐震化などに対するポイント化なども検討して欲しい」などと語りました。そのほかの副会長からも消費税対策としてポイントなど即効性のある対策を求める声が相次ぎました。